

社会福祉法人 宏志会
役員等報酬及び費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 宏志会（以下「法人」という。）の定款第9条、第24条の規定に基づき、役員及び評議員等について必要なことを定める。

(定義)

第2条 この規程に基づく報酬を支給する役員、評議員等は次に掲げるものとする。
ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

(ア) 理事長並びに業務執行理事

(イ) 上記以外の役員・評議員・評議員選任委員・入所判定委員

(役員等の勤務時間)

第3条 常勤役員、非常勤役員等の勤務時間は以下のとおりとする。

(ア) 理事長・業務執行理事（常勤） 5日/週 （1日5時間程度勤務）

(イ) 理事長・業務執行理事（非常勤）5日/月 （1日5時間程度勤務）

(ウ) その他役員については理事会で決定する。

(役員の職務)

第4条 役員の職務は以下のとおりとする。

(ア) 理事長は社会福祉法人 宏志会の最高責任者として理事会を開催し、その業務を法及び定款その他の規則に基づいて執行する。

(イ) 業務執行理事は理事長の指導に基づき、理事会以外の日において、理事長の命を受け、法人業務及び事業の運営のため、以下の業務にあたる。

- ① 施設整備の保守管理、部品の修理
- ② 緊急を要する部品の購入等
- ③ 予算上の予備費の支出

(役員等の報酬の額)

第5条 第2条の理事長並びに、業務執行理事の報酬は、下記の方法で決定する。

(ア) 理事長（常勤） 30万円/月 （5日/週）

(イ) 業務執行理事（常勤） 20万円/月 （5日/週）

(ウ) 理事長・業務執行理事（非常勤） 5万円/月 （5日/月）

但し、施設長に対して役員報酬は支給しない。

(支給日)

第6条 役員の報酬は、毎月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第7条 第2条に掲げるものに対して、以下の手当を支給する。

(1) 理事会、評議員会等の会議に出席 3,500/円

(2) 監査・入所判定会議・評議員選任委員会に出席 5,000/円

2 当法人の役員が宿泊を伴う出張をした場合、10,000 円を日当として支給する。また宿泊料は、実費相当額を支給する。

第8条 この規程の改正については、評議員会の承認を得なければならない。
この規程は、令和4年 6月 22日に改定し、施行する。